

第5章 教育推進プログラム

1. 推進プログラムの体系

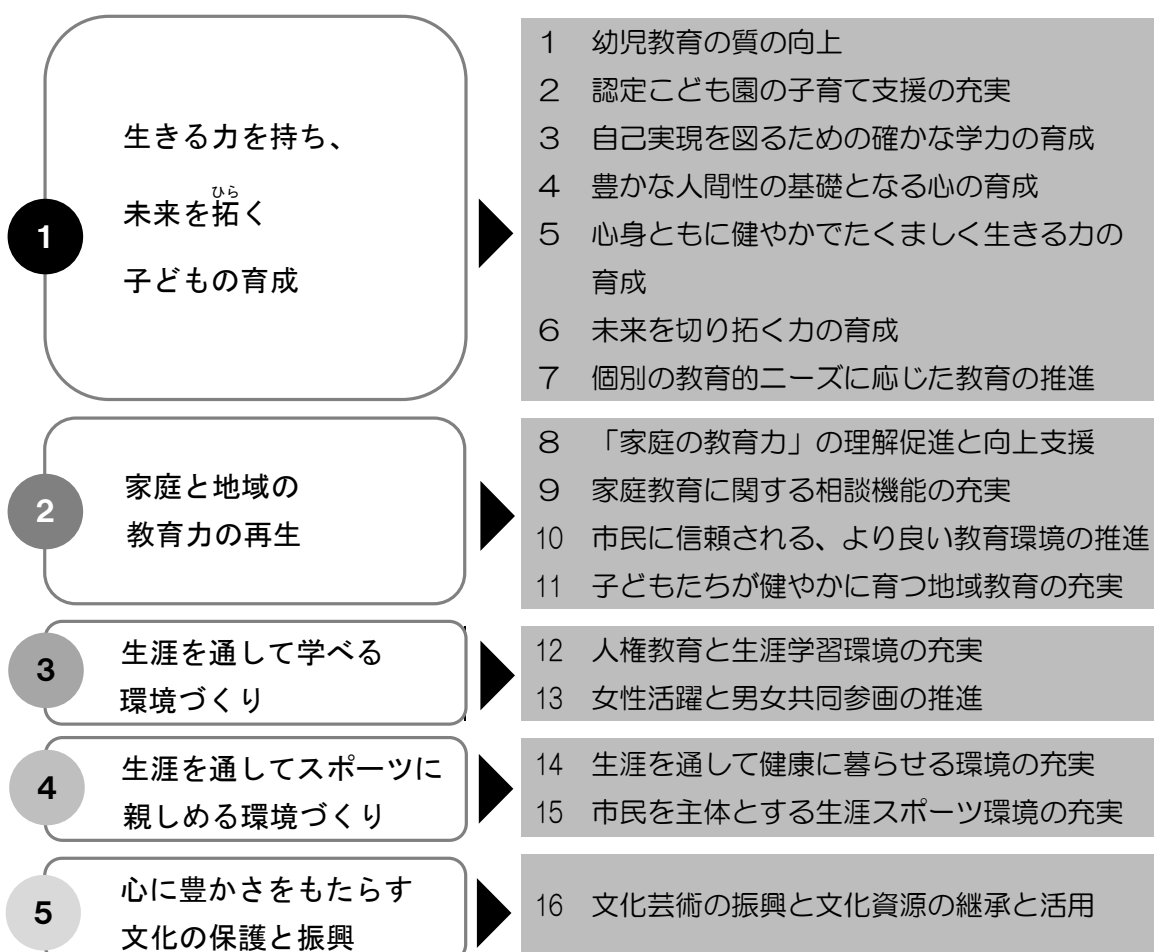
本計画の教育理念（基本理念）と5つの教育目標のもと、以下の体系で具体的な施策を推進します。

教育理念

- 学校・家庭・地域の相互理解と協力・連携の中、子どもたち一人一人に思いやりの心を育み、21世紀を生き抜く力の基礎を自ら培う学校教育の推進
- 地域資源を生かしながら、市民一人一人の豊かな人生をつくり、市の発展につながる生涯学習文化の創造

▼教育目標

▼推進プログラム



2. 推進プログラムの内容

本計画で実施すべき施策を、5つの教育目標に沿って、以下のとおり定めます。

教育目標¹ 生きる力を持ち、未来を拓く子どもの育成

子どもたちが自らの力でたくましく未来を切り拓いていくためには、知識や体力、人間性などが、幼少期からバランス良く成長するよう、配慮が必要です。

市民意識調査の結果をみると、「自己実現を図るための確かな学力の育成」「未来を切り拓く力の育成」「個別の教育的ニーズに応じた教育の推進」の3点が、重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目となっており、総合的な知力や学力、健康な身体や体力、他者を思いやる豊かな人間性などがすべての子どもの身に付くよう、それぞれの事情や状態に応じたきめ細かな取組が、一層求められています。

このため、認定こども園から小・中学校へと、年齢や学年に応じた教育内容の充実に努めるとともに、子どもたちが学びやすい環境の整備や、家庭や地域との連携強化などを推進します。

プログラム1 幼児教育の質の向上

認定こども園の保育教諭等に対する研修の充実や、教育内容の創意工夫などにより、幼児教育の質の向上に努めます。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none">・年間3回程度、担当課において、職員研修や訪問指導などを行い、教育・保育の資質向上に努めた。・認定こども園での行事等において、小・中学校間の連携や交流を行うことができた。・教育支援調査員の研修を行い、障がいのある子どもへの理解、各種発達検査の方法や解釈の仕方について理解を深めた。	<ul style="list-style-type: none">・保育教諭等や小・中学校の教職員が共に受けられる研修テーマを設定するなど、できるだけ多くの職員が研修に参加できる研修が必要である。・認定こども園において、国の方針に基づく自己評価は行っているが、評価のみにとどまらず、評価に基づいた教育・保育の見直しを行い、認定こども園運営を改善していく。

<p>・年間100名以上の認定こども園保育教諭等、小・中学校の教職員が研修に参加し、交流する機会を拡大することができた。</p>	
--	--

■2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
1	指導内容の充実	○家庭や地域との連携をさらに深め、認定こども園での生活と家庭や地域での生活の連続性を踏まえながら、幼児の健やかな成長・発達を支える指導の充実に努めます。
2	幼保連携型認定こども園教育・保育要領等による教育の推進	○県と連携して、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の趣旨及び内容の周知徹底を図ります。 ○「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」を踏まえた幼児教育の振興に取り組みます。
3	認定こども園保育教諭等の研修の充実	○幼児の権利や発達障がい [*] などへの理解を深める質の高い教育の実践に向けた、認定こども園保育教諭等の研修の充実に努め、県教育委員会などと連携しながら一層の指導力向上を図ります。
4	認定こども園と保育園・小学校との連携・交流の拡大	○幼児の発達や学びの連続性の強化に向けて、認定こども園と保育園・小学校の子どもたちや教職員が交流する機会の拡大に努めます。 ○教育課程の編成についても円滑な接続のために教職員間の研修を充実させ、創意工夫を図るとともに、家庭や地域社会との連携にも取り組みます。
5	評価制度の導入	○国の方針に基づき、すべての認定こども園において自己評価を実施し、その結果を公表するとともに教育・保育の見直しを行います。 ○保護者や学校運営協議会委員等による学校関係者評価の実施に努め、幼児たちがより良い生活を送れるよう認定こども園運営の改善に役立てます。

プログラム2 認定こども園の子育て支援の充実

家庭や地域と連携しながら、認定こども園を通じて、家庭の事情等に応じた子育て支援策の充実に努めます。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・「預かり保育」「幼児教育の拠点機能」の充実など家庭等に応じた対応を図ることができ、「食育を踏まえた給食の実施」「ことばの教室事業」の実施など幼児一人一人の状況に応じた支援を行うことができた。 ・就学前の早い段階で、支援の必要な子どもに対し、専門的な支援ができています。 ・小学校入学時にも特別支援教育コーディネーター等に引き継ぎし、継続した支援ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の事業では、把握することができないケースもあり、さらにきめ細かい子育て支援策を充実させる必要がある。 ・就学前の段階で支援の必要な子どもが分かっているにもかかわらず、特別支援学級や通級指導教室への入級につながっていない場合がある。保護者への効果的な説明と関係機関が連携することがより必要である。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
6	「預かり保育」の充実	○「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に規定した内容及び地域の実情や、市民の要請を踏まえながら、認定こども園の行う「預かり保育」充実に努めます。
7	幼児教育の拠点機能の充実	○家庭や地域の教育力の向上を図り、地域における幼児教育の拠点としての役割を果たすよう、施設の開放や子育てに係る相談、情報の提供など、子育て支援の充実に努めます。
8	食育を踏まえた給食の実施	○食材や栄養のバランスに配慮した献立を工夫し、幼児期から好き嫌いなく食を摂取できるような、望ましい食習慣の形成に向けた取組を進めます。 ○食を通じて感謝の心や郷土愛を育むとともに、安全・安心な食に関する指導にも取り組みます。

9	ことばの教室事業の 実施	<p>○認定こども園に通うすべての5歳児を対象に、言語聴覚士によることばの発達検査を実施し、療育が必要な幼児には医療機関等の受診を勧めるなど、支援を行います。</p> <p>○言語聴覚士が認定こども園を訪問して言語指導を行う「ことばの教室」を実施し、より多くの幼児が適切な指導を受けられるよう、支援を行います。</p>
---	-----------------	---

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

プログラム3 新たな幼児教育体制の推進	成 果
<p>・本市の幼保再編構想に基づき、引き続き幼保の再編を計画的に進めるとともに、幼保一体化のメリットを生かした幼児教育の質の向上に努めます。</p>	<p>・令和元年度に3幼稚園1保育所を再編し、鴨島東こども園を開園した。</p> <p>・令和2年度に本市の幼保再編構想が実現し、幼保一体化のメリットを生かすことができた。</p> <p>※幼保再編構想が実現したため、プログラム3は削除とする。</p>

プログラム3 自己実現を図るための確かな学力の育成

児童生徒が確かな学力を身に付け、それが問題解決能力や生きる力につながるよう、家庭と連携しながら、学力向上の取組や指導方法の工夫・改善に努めます。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<p>・各校は毎年「学力向上実行プラン」を作成している。同プランでは、学力向上の重点目標や具体的な取組内容を決定し、年間通して実行する中で、中間期の見直しや達成状況の確認を行い、次年度のプラン作成における改善につなげている。</p>	<p>・学力に課題のある児童生徒を把握して、早い段階での適切な指導を行うことにより、学力の「底上げ」を図り、習得した知識・技能を活用して、課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を向上させる必要がある。</p>

<p>・「全国学力・学習状況調査」及び「徳島県学カステップアップテスト」に参加し、その結果から児童生徒の学力や学習状況を分析・検証し、学校ごとの学習指導の改善に活用している。（「全国学力・学習状況調査」の分析結果は市ホームページで公表）</p>	
--	--

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
10	授業改善への取組	<p>○すべての児童生徒の生きる力としての「確かな学力」の向上を目指して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。</p> <p>○各教科等の特質・内容に合わせて一人一台端末を活用し、「個別最適な学び」「教科等の学びの深化」「教科横断的な学び」の実現に取り組みます。</p>
11	基礎・基本の充実	<p>○学習内容や方法を工夫するなど、個に応じた指導の充実を図り、わかる授業づくりに努めます。</p> <p>○児童生徒の読書活動の推進を図るため、「朝の読書活動」の推進や学校図書館の充実、及び図書館等とのより一層の連携を図ります。</p> <p>○読み書きや正確に計算する力など、各教科における基礎・基本の定着を図ります。</p>
12	思考力・判断力・表現力等の向上	<p>○「国語力向上タスクフォースの提案から」を活用し、教育活動全体において、言語活動を充実させます。</p> <p>○習得した知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な児童生徒の思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度を育成する学習場面の設定を積極的に行います。</p>
13	コミュニケーション能力の向上	<p>○児童生徒が、様々な人と触れ合い、協働するなど、伝え合う楽しさや喜びを実感できる活動を積極的に教育活動全体に取り入れます。</p>
14	主体的に学ぶ意欲・態度の育成	<p>○探究的な学習や体験活動を充実させるなど、児童生徒が主体的に考え、課題解決しようとする意欲と態度の育成を重視した教育の展開に努めます。</p>

15	家庭や地域との連携の推進	<p>○学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びの実現を目指します。</p> <p>○学校で学習したことを家庭で振り返ることができるよう、「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭での学びの充実を図ります。</p>
16	指導方法の工夫・改善	<p>○小・中学校では、児童生徒の一人一人に応じたきめ細かな指導を行うため、チームティーチングでの指導を充実させたり、小学校においては、教科の専門性を高め質の高い授業づくりを目指す教科担任制を取り入れたりするなど、指導方法の工夫・改善に努めます。</p> <p>○一人一台端末等ICT機器を活用する環境を整備し、個別最適な学びや、創造性を育む学びのさらなる推進に努めます。</p>

プログラム4 豊かな人間性の基礎となる心の育成

共生のまちづくりを支える人材を育成するため、人権教育・道徳教育やボランティア体験の機会づくりなどを通して、子どもたちが確かな人権意識や豊かな人間性・郷土愛を身に付けるよう努めます。

いじめなどの問題行動をはじめ、子どもたちの抱える悩みや問題等には、適切に対処していきます。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年に、吉野川市内中学校2年生を対象に実施した「人権に関する中学生アンケート」では、中学校入学後に18.5%の生徒がいじめを見ており、そのうち誰かに連絡・相談して解決しようとしたり、その場で止めさせたりした生徒がそれぞれ約30%いた。人権教育で身に付けた、差別やいじめを解決しようとする意欲が態度や行動に結び付いたと考えられる。 人権作文集「なかま」を発行し、小・中学生全員に配付することで人権教育の推進を図った。また、人権学習会を実施し、子どもたちの人権意識向上と人権問題解決に資する学力の向上を図った。 適応指導教室「つつじ学級」への入級児童生徒数が増加してきており、児童生徒の居場所づくりができています。 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権に関する中学生アンケート」では、39.5%の生徒がいじめを見て見ぬふりをしたと回答があった。また、「いじめはいじめられる側にも問題がある」という問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた生徒が31.4%であったことから、いじめはいじめる側の問題であるという認識を定着させるとともに、いじめのない集団づくり、いじめを解決する実践力を身に付けた児童生徒の育成が求められる。 学校だけではなく家庭、地域での人権教育推進のために、生涯学習等で人権を学ぶ機会づくりが必要である。 適応指導教室「つつじ学級」への入級児童生徒数の増加により、施設の拡充や指導員の確保が課題となっている。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
17	人権教育の推進	<p>○発達段階に応じて人権についての知識と確かな人権感覚が身に付くよう、人権教育の指導内容や指導方法の研究と実践を進めます。</p> <p>○人権問題の解決に向けた実践力を養っていくために、交流学习やフィールドワーク※、ワークショップ※などの体験的参加型学習や社会人講師、地域の人材などを活用した学習を積極的に取り入れます。</p> <p>○「吉野川市第2次人権施策推進計画」や「吉野川市『人権尊重のまち』宣言」の理念・目的・内容等に基づき、自他の人権を尊重できる思いやりの心を持った乳幼児や児童生徒の育成に努め、互いに支え合う共生の地域社会づくりを推進します。</p> <p>○「徳島県人権教育推進方針」に基づき、すべての教職員が人権に関する理解・認識を深め、人権意識の高揚を図り、実践に結び付く指導力を身に付けるための研修の充実を図ります。</p>
18	道徳教育の推進	<p>○家庭や地域と協力しながら、体験活動などを通じて、生命を大切にする心や他人を思いやる心を持ち、善悪の判断など規範意識を身に付けた児童生徒を育てます。</p> <p>○道徳教育推進教師を中心に、道徳科を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を行います。児童生徒に道徳的判断力、心情、実践意欲や態度などの道徳性を育成するため、発達段階に応じた道徳教育を進めます。</p>
19	ボランティア教育の推進	<p>○各校と地域が連携し、福祉施設への訪問や地域の清掃活動などを通じ、社会に奉仕する意義を学ぶ、地域に根ざした教育を実践します。</p> <p>○社会福祉や介護の基礎知識、介護技術を習得し、ボランティアリーダーとして地域福祉や介護を担う人を育成するため、介護基礎研修を実施します。</p>

20	伝統・文化を学ぶ活動の推進	<p>○各校と地域が連携し、郷土や地域の伝統や文化に触れる機会を設けたり、地域の発展に尽くした先人の生き方などを学習したりすることに積極的に取り組み、郷土を誇りに感じ、大切にする心の育成に努めます。</p> <p>○地域の人材や団体などとの連携を進め、郷土や地域の文化などを身近に感じることでできる教育を推進します。</p>
21	生徒指導の充実	<p>○いじめ、暴力行為などの児童生徒の問題行動については、生徒指導体制を確立し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用するなど、学校間及び関係機関としっかり連携することで、これらの未然防止、早期対応、再発防止に努めます。</p> <p>○いじめ問題については、各校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的かつ迅速に問題解決を図るとともに、いじめを許さない、いじめを解決しようとする児童生徒の育成に努めます。</p> <p>○児童虐待については、教職員をはじめ関係者による早期発見に努め、発見した場合は関係機関に速やかに通報するとともに、関係機関の連携により問題の解決を図ります。</p>
22	不登校対策の充実	<p>○様々な問題を抱えた児童生徒の状況を把握し、スクールカウンセラーや適応指導教室「つつじ学級」、教育相談室「いきいき吉野川っ子教育相談室」としっかり連携し、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、学校における教育相談体制の充実や関係機関の連携強化に努めます。</p>
23	体験活動の推進	<p>○地域の人材活用や世代間交流など、教育活動全体を通じて体験活動を計画的・意図的に教育課程に位置付け、児童生徒の心身の調和の取れた発達や、より良い人間関係を築く実践的な態度の育成に努めます。</p>

プログラム5 心身ともに健やかでたくましく生きる力の育成

子どもたちが心身ともに健全に育つよう、体力向上や健康づくりに必要な知識・習慣が身に付くような教育の推進に努めます。

また、飲酒・喫煙・薬物乱用の危険性について、正しい知識と判断力の浸透を図ります。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭を中心に小・中学生に授業を行うとともに、各校内への掲示物や各家庭への「もぐもぐ通信」の配付により、食育を推進した。 ・地場産物の活用や伝統料理、行事食を大切に、食品構成に配慮した魅力ある献立を作成し、市ホームページに給食だよりや毎日の給食を掲載した。 ・養護教諭と連携を図り、肥満傾向の児童生徒とその保護者への個別的な相談指導を行った。 ・助産師などを講師に招き、学校ごとに「思春期学習会」を開催し、命の尊さや性の特性・多様性について学ぶ機会を確保することができた。 ・薬学に関する学識経験者などを講師に招き、「飲酒・喫煙・薬物乱用防止教室」を実施し、たばこ・酒・薬物が心身に及ぼす影響などを理解し、将来正しい判断ができるよう意識付けを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に食育の授業、中学生の給食センターへの職場体験の受け入れ、保護者対象の給食試食会への講師依頼、また食物アレルギー対応及び肥満傾向児童生徒への栄養相談など、栄養教諭や学校栄養職員の負担が年々増加してきているため、栄養教諭や学校栄養職員の配置定数の改善への要望が必要である。 ・児童生徒の肥満や生活習慣病を予防し、運動や食生活などの生活習慣の改善を図るため、学校・家庭・医療機関の連携により、児童生徒の健康と体力づくりに関する支援をさらに深めていく必要がある。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
24	運動習慣の確立、体力の向上	<p>○児童生徒が運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付けなどを行い、主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。</p> <p>○運動の習慣化や望ましい生活習慣の育成を図ります。</p>
25	健康教育の推進	<p>○定期健康診断を実施し、病気の早期発見や治療の啓発に努めるとともに、児童生徒の肥満や生活習慣病予防のため、医療機関や家庭と連携しながら、学校における計画的な健康教育を推進します。</p> <p>○性に関する基礎的・基本的な内容を正しく理解させるとともに、命の大切さを学ぶ教育を実践します。</p>
26	食育の推進	<p>○魅力ある食育を推進するために、学校、学校給食センター及び関係機関が、家庭・地域とも連携・協力し、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう努めます。</p> <p>○食育コーディネーターである栄養教諭を中心に、食育に関する指導の推進及び啓発活動に努めるとともに、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談指導の充実を図ります。また、学校給食が生きた教材として活用されるよう、学校給食センターと関係機関が連携するとともに、学校給食における地場産物の活用が進められるよう取り組みます。</p>
27	飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の推進	<p>○飲酒・喫煙・薬物乱用防止に関する正しい理解を深め、望ましい行動選択ができる児童生徒の育成を目指し、青少年育成補導センター・保健所・医師会・警察等と連携して、「飲酒・喫煙・薬物乱用防止教室」の開催を推進します。</p>

プログラム6 未来を切り拓く力の育成

子どもたちが未来を見据えてたくましく生きていけるよう、災害から自分の命を守るための知識の普及や、勤労観・職業観の育成などに努めます。

また、環境問題や社会・経済のグローバル化、ICTの進展など、近年大きく浮上してきている課題に対する、子どもたちの対応能力の向上を図ります。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> 各校の学校防災マニュアル又は危機管理マニュアルに不審者侵入対策を盛り込むことで、児童生徒の安心・安全につながる防犯対策を実施することができた。 吉野川市小中連携英語教育研究会が実施する「イングリッシュキャンプ」により、児童生徒が国際理解の深化を図り、英語でのコミュニケーションの楽しさを体験する機会を提供することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域が連携した防災教育については、教職員の多忙や新型コロナウイルス感染拡大により延期となった学校もあった。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
28	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児児童生徒一人一人が、自然災害等の危険に際して命を守るために、「主体的に行動する態度」の育成や意識の向上を図ります。 ○「学校防災マニュアル」に基づき、各校が防災計画を作成するとともに、防災を学ぶ授業や、地震・洪水・火災を想定した避難訓練の実施など、防災体制・教育の充実を図ります。
29	キャリア教育※の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・家庭・地域社会・事業者などが協働したキャリア教育を通して、職業や自らの生き方について考える機会を設け、自らの将来を切り拓く力を育てます。 ○児童生徒が、自らの学習状況やキャリア形成を見直したり振り返ったりして自己評価を行いながら、将来の進路を主体的に選択できるよう、キャリアパスポートの活用を推進し、職業教育の充実と、きめ細か

		い進路指導に努めます。
30	環境教育の推進	<p>○地域の自然を大切にするなど、環境問題を身の回りのことから段階的に地球規模の視野で捉えるために、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を進めます。</p> <p>○児童生徒が自ら目標を立て、学校と家庭及び地域全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどに継続的に取り組む「とくしまGXスクール」に全小・中学校が参加し、地域・関係機関との連携や外部人材の積極的な活用を図りながら、体験的・実践的な環境学習を推進します。</p>
31	グローバル化に対応した教育の推進	<p>○グローバル化に対応した教育を推進していくために、英語教育の指導改善を図り、英語コミュニケーション能力の向上に取り組みます。</p> <p>○異文化や様々な習慣を持った人々との交流体験を通じて、日本や外国の文化・歴史に対する理解を深める教育を実践します。</p> <p>○小学校での国際理解教育の一環として、ALTを活用しながら外国語に慣れ親しむ機会を拡大するとともに、自分を積極的に表現したり、相手を理解したりする教育を実践します。</p>
32	ICTを活用した教育の推進	<p>○児童生徒の発達段階に応じ、一人一台端末を活用し、情報を主体的に収集・判断・処理できるようにするとともに、情報を賢く安全に活用する能力を養うデジタル・シティズンシップ教育を推進します。</p> <p>○ICT機器を活用した教育活動を展開し、個別最適な学びや創造性を育む学びをより一層推進します。</p>

プログラム7 個別の教育的ニーズに応じた教育の推進

障がいのある子どもや日本の言語や文化に不慣れな子ども、経済的な問題を抱えている子どもなど、特別な支援を必要としている子どもたちに対する相談・支援の充実に努め、すべての子どもが平等に教育の機会を得られるよう努めます。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県の帰国・外国人児童生徒トータルサポート事業を活用し、日本語が不慣れな児童生徒がいる学校に日本語講師を派遣した。 ・教育支援が必要な児童生徒に対し、調査及び吉野川市教育支援委員会による審議を行い、児童生徒にとって最も適切な学びの場を判断・提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年々特別な支援を要する児童生徒数が増加しており、調査員不足及び支援委員への負担増が懸念される。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
33	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○県立総合教育センター及び教育相談室「いきいき吉野川っ子教育相談室」や特別支援学校と連携し、専門家による相談支援体制の充実を図ります。 ○地域特別支援連携協議会を設置し、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関の連携による支援体制の一層の充実を図ります。

34	教育的ニーズに応じた支援の充実	<p>○多様化する個別の教育的ニーズに応じ、一人一人に適した教育的支援を行うために、特別支援教育支援員を配置するなど、教職員の指導体制の充実に努めます。</p> <p>○特別支援教育コーディネーター*を中心に特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に「個別の指導計画」を作成し、適切な指導と必要な支援を行います。</p> <p>○学校卒業後までも見通した「個別の教育支援計画」を策定し、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関による継続的な支援に努めます。</p> <p>○徳島県特別支援教育巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能等の活用を図り、幼児児童生徒に対する支援や指導の向上を図ります。</p>
35	帰国・外国人児童生徒に対する教育の充実	<p>○帰国・外国人児童生徒の日本語指導及び心のケアを図るため、日本語指導者の派遣等の支援に努めます。</p> <p>○就学相談など、幼児児童生徒・保護者の意向を尊重した相談体制を充実します。</p>
36	就学援助の実施	<p>○経済的理由により就学が困難な幼児児童生徒の保護者に対し、教育の機会均等の理念に基づく就学援助を実施します。</p> <p>○本市独自の奨学金貸与事業により、義務教育終了後も就学の機会を確保し、人材の育成に努めます。</p>
37	ヤングケアラーへの支援の充実	<p>○教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を深めた相談体制の充実に努めるなど、ヤングケアラーの早期発見・早期支援に努めます。</p> <p>○関係機関等と連携を図り、児童生徒の心理的なサポートや生活・学習支援の充実等、個々の児童生徒の状態に応じた適切な支援に努めます。</p>

教育目標2 家庭と地域の教育力の再生

家庭教育は、乳幼児期から生きる力を養う、教育の出発点といえます。しかし、基本的な生活習慣の確立や情操教育なども含め、認定こども園や学校等にゆだねようとする傾向のあることが指摘されています。

また、核家族化や保護者の長時間労働などにより、地域の人間関係の中から社会的マナーや他人に対する思いやりを学んだり、家庭での家族の触れ合いから生活習慣や倫理観などを身に付けたりする機会が、薄れつつあります。

市民意識調査の結果をみると、家庭教育の重要性を認識している人が多い反面、子どもと家庭・地域のかかわりは弱くなっていると感じている人が、6割を超えています。

このため、家庭教育の重要性を啓発するとともに、その推進を支援し、併せて地域全体で子どもを育て、見守る体制の充実に努めます。

プログラム8 「家庭の教育力」の理解促進と向上支援

子どもたちが幼児期から正しい生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう、家庭における教育の重要性について周知に努めるとともに、必要な情報提供や普及活動を推進します。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
・小・中学校において「食育パワーアップ作戦」により、担任や教科担任と栄養教諭や学校栄養職員がチームとなり、小学校では1、3、5年生で、中学校では1、2年生で食育を実施した。	・新しい情報や教材など、食育に関する新しい題材を収集することが必要である。 ・食育の方向性や内容について、学校内での共有、また学校と給食センターとのさらなる連携強化が必要である。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
38	意識啓発の推進	○家庭教育や子育ての重要性について、乳幼児健康診査時や市の広報紙及びイベント等の開催を通じて、意識啓発を図ります。
39	家庭教育の重要性を学ぶ学習機会の提供	○子どもの基本的な生活習慣の確立のあり方や善悪の判断といった規範意識の醸成など、地域社会とも連携し、家庭教育を啓発・支援する事業・講座の情報提供に努めます。
40	「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進	○子どもの生活リズムの向上を目指す「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、子どもの基本的な生活習慣の確立を図ります。
41	子どもの読書活動の推進	○家庭における絵本の読み聞かせや、家族一緒に読書を楽しむ読書活動を展開します。

プログラム9 家庭教育に関する相談機能の充実

家庭教育の重要性に鑑み、家庭と教育機関との連携強化を図り、保護者や子どもたちに対する相談支援の充実に努めます。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
・スクールカウンセラーへの相談件数は年々増加してきており、令和4年度は約600件の相談があった。適応指導教室「つつじ学級」においても、相談員に加え、カウンセラーの相談を月に1回行っており、毎月来室相談に応じている。	・スクールカウンセラーや相談員への相談件数が増加してきているが、そのニーズに十分に対応できていない。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
42	認定こども園・学校と家庭との連携強化	○子どもの心身の状態や学習状況、学校生活、友人関係などについて、認定こども園・学校と家庭との情報共有を進めるとともに、スクールカウンセラーを活用するなど、子育てや家庭教育に関する保護者からの相談機会の充実を図ります。 ○適応指導教室「つつじ学級」や教育相談室「いきいき吉野川っ子教育相談室」において、保護者や子どもからの相談に対応し、悩みの解決と学習を行う教育相談活動を行います。
43	P T Aの連携強化	○P T Aの構成員が互いに連携し、保護者が積極的に認定こども園や学校運営にかかわっていく気運の醸成に努めます。

プログラム 10 市民に信頼される、より良い教育環境の推進

教育行政や学校運営にかかわる情報の公開を図るとともに、市民の意見を学校教育に反映させたり、教職員の質の向上を図ったりするなどの取組で、市民に信頼される教育環境づくりに努めます。

また、地域社会と連携して子どもたちが安心して学び、生活できる環境づくりを推進します。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年実施している教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関して、PDCA サイクルを確実なものにするため、評価報告書の様式を見直した上で、市ホームページで公開した。 ・認定こども園における自己評価の実施や 	<ul style="list-style-type: none"> ・「吉野川市学校再編計画(素案)」に基づく再編については、児童生徒数の現状や将来推計などについて説明会を開催し、P T A等関係者の意見を伺う機会が必要である。 ・認定こども園化により、規模が大きくなったため、地域の方々との密接な交流が以前より難しくなった。 ・教職員の時間的制約により、研修に参加

<p>子ども相談室との連携により、子どもたちの安全確立に対して、適切な対応を行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園での行事等において、小・中学校間の接続や地域の方々との交流を行うことができ、地域社会と連携して子どもたちが安心して学び、生活できる環境づくりができた。 ・全教職員向けに年5回、さらに若手教職員向けに年3回の研修を開催しており、教職員の資質向上につながっている。 ・吉野川市学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを目指し、保護者や地域の方と学校運営に関するビジョンの共有を図った。 	<p>することが難しい。</p>
--	------------------

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
44	開かれた教育委員会活動の推進	<p>○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会自らが、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行います。</p>
45	地域に根ざした開かれた学校運営の推進	<p>○保護者や地域住民に対し、学校の教育方針や教育活動等についてホームページや学校だより等で発信するとともに、学校行事等に参加する機会を設けるなど、保護者、地域住民から信頼される開かれた学校づくりを推進します。</p> <p>○学校運営協議会で熟議を行い、学校・家庭・地域が力を合わせて学校運営に取り組むなど地域とともにある学校づくりを目指します。</p> <p>○すべての学校で自己評価の実施及び結果の公表並びに設置者への報告を行うとともに、保護者や学校運営協議会委員等による学校関係者評価についても積極的に推進し、学校評価システムの充実を図ります。</p>

46	教職員の指導力向上への取組	<p>○「吉野川市教員力向上研修」の充実を図ります。学校においても、今日の教育課題や地域、児童生徒、学校の実態に応じた研修内容の精選と充実に努め、職務などに応じた研修を推進し、教職員の資質・能力、指導力の向上を図ります。</p> <p>○平常時から、幼児児童生徒を取り巻くあらゆるリスクを想定し、家庭・地域とも連携した安全対策の確立と教職員の危機管理意識・危機管理能力の一層の向上を図るとともに、危機が発生した際には、速やかに情報を収集・整理し、組織全体で共有の上、被害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行います。</p> <p>○育成・評価システムを活用し、教職員の能力開発や意欲の向上につなげる取組を進めます。</p>
47	幼児児童生徒の安全確保	<p>○学校安全計画に基づく学校の施設・設備の安全点検、幼児児童生徒に対する交通安全、防犯教室、自動体外式除細動器（AED）講習会等を通じ、幼児児童生徒の安全確保を図る取組を実施します。</p> <p>○すべての小学校区でスクールガード*による巡回活動を実施します。家庭や地域の関係機関と連携をしながら、スクールガードリーダーによる複数の小学校への巡回指導と評価、スクールガードに対する指導の実施を推進します。</p> <p>○青少年育成補導センターや警察など、関係機関と連携して、不審者情報の速やかな連絡体制を整備するとともに、安全マップの活用や安全安心対策会議の活動を強化するなど、幼児児童生徒を犯罪や事故から守る安全対策の一層の充実を図ります。</p>
48	小・中学校再編の推進	<p>○本市の将来を担う子どもたちに対し、より望ましい教育環境を整えることを目的とした「吉野川市学校再編計画（素案）」に基づき、PTA等関係者の意向を把握しつつ、市立小学校及び市立中学校の再編に取り組みます。</p>

49	<p>保育園・認定こども園・小・中学校の連携</p>	<p>○認定こども園と小学校との交流学習や合同活動、小・中学校間の交流活動などを通じ、幼児児童生徒の連携を深めます。</p> <p>○保育園の保育士、認定こども園の保育教諭等、小・中学校の教職員が、子どもの育ち・学びの連続性についての相互理解を深め、小・中学校教育への接続を円滑にすることにより、いわゆる「小1プロブレム※」「中1ギャップ※」を未然に防止します。</p> <p>○吉野川市小中連携英語教育研究会により、円滑な接続を視野に入れた英語教育及び外国語活動についての実践的な研究を推進します。</p>
50	<p>学校・家庭・地域社会・関係機関・行政の連携</p>	<p>○家庭の教育力や地域の人材等を生かしながら、関係機関とも連携し、地域に開かれた学校づくりと、特色ある教育活動を推進します。</p>

プログラム 11 子どもたちが健やかに育つ地域教育の充実

子どもたちが健全に育つ地域づくりに向け、様々な地域団体との連携を強化するとともに、地域での子どもたちの居場所づくりや、有害環境の排除などに努めます。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会、PTA、青少年育成市民会議などの地域団体への支援を行い、連携を行うことで子どもたちの健全育成を支える体制の充実に努めた。 ・人権学習会を実施し、子どもたちの人権意識向上と人権問題解決に資する学力の向上を図った。 ・吉野川市PTA連合会人権・家庭教育委員会の人権に関する実践報告や講演会等の開催に対して支援を行い、人権教育・啓発活動を推進した。 ・吉野川市怪傑！講師団講師を、市内各地区人権教育推進協議会、児童館、保育事業研究会等が開催する講演会に派遣し、人権教育・啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが健全に育つ地域づくりに向け、地域団体とより一層の連携強化が必要である。 ・吉野川市怪傑！講師団講師の派遣やDVDの貸し出し等、制度の周知に努め、各種団体の講演会、研修会等への活用を促進し、さらなる人権教育・啓発が必要である。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
51	地域団体と連携した健全育成の充実	○子ども会・PTA・青少年団体・ボランティア団体・青少年育成市民会議などとの連携強化と各種活動への支援を通じて、地域ぐるみで子どもたち及び青少年の健全育成を支える体制の充実を図ります。
52	地域における体験活動の推進	○地域団体と連携し、公園や道路の清掃など、地域に根付いたボランティア活動に取り組みます。

53	「放課後子どもプラン」の推進	<p>○小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちが放課後に安全に安心して活動できる拠点（居場所）づくりに努めます。</p> <p>○勉強やスポーツ・文化活動などによる地域の方々との交流を通じ、子どもたちが心豊かで健やかに育つ環境づくりを、学童保育とともに推進します。</p>
54	青少年の居場所づくりの推進	<p>○青少年が地域で気軽に過ごせる居場所として、図書館において、社会性・自発性・創造性などを身に付けるための事業を推進します。</p>
55	相談体制の充実	<p>○青少年相談窓口を通じ、青少年の生活相談など、総合的な相談支援体制の充実を図ります。</p>
56	非行防止体制の充実	<p>○保護者や地域住民、管内各育成会及び青少年育成補導センターや警察などと連携し、青少年の非行を早期に発見・指導する体制の充実を図ります。</p>
57	人権教育の推進	<p>○学校・家庭・地域が一体となり、人権に関する学習活動や交流・体験活動の充実を図ります。</p> <p>○人権学習会を実施し、人権教育及び子ども会活動を通して、人権意識向上と人権問題解決に資する学力の充実を図ります。</p>
58	有害環境から守るための取組の推進	<p>○インターネットやスマートフォン・SNSなどを通じた有害情報やいじめなどが深刻な問題となっていることを踏まえ、それらの正しい使い方や、情報への適切な対応能力を高めます。</p> <p>○青少年の健全な育成を阻害するおそれのある、雑誌・DVDなどの有害図書等の回収作業を行うことにより、青少年にとって常に良い環境をつくることに努めます。</p>

教育目標3 生涯を通して学べる環境づくり

高齢化社会を迎え、市民が生涯を通じて毎日を生きがいを持って暮らせるようなまちづくりが、今後ますます重要となっており、市民の「学びたい」という意欲に応えることが、行政としても重要な課題となっています。

しかしながら市民意識調査の結果をみると、市が行う生涯学習等への参加率は決して高いとはいえません。

このため、市民のニーズに応じた生涯学習のプログラムや実施方法の工夫などに努めるとともに、居住地区や年齢、身体状況等にかかわらず、すべての市民に学習の機会が保障されるよう、施設や設備の充実を推進します。

プログラム12 人権教育と生涯学習環境の充実

市民が互いに理解し合い、個性や人格を尊重し合う地域社会の実現に向け、人権意識高揚のための啓発や学習の機会づくりに努めるとともに、市民が生涯を通じて学習できるような地域環境づくりを推進します。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none">・令和2年に実施した「吉野川市人権に関する市民意識調査」において、「一人一人の人権は何より尊重しなければならない」「できる限り、一人一人の人権を尊重すべきである」は合わせて90%と、人権意識は市民に着実に浸透していると考えられる。・公民館などにおいて、各種講座、公民館祭の開催など学習の場を提供し、地域の交流拠点として人権学習、生涯学習を推進した。・図書館にインターネット予約を導入し、利用者の利便性向上に努めた。・駐車場の整備など、多くの市民が利用しやすくなるよう施設改修に努めた。	<ul style="list-style-type: none">・本市主催で人権教育研究大会や人権講座を開催しているが、さらに幅広い年齢層の多くの市民が参加できるよう、多様化する市民のニーズへの対応、広報の内容や方法が課題となっている。・講演会等に来場が困難な方に対して、ケーブルテレビによる啓発教材の放映なども引き続き実施していく必要がある。・老朽化する施設を維持していくため、計画的な設備改修を行う必要がある。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
59	人権意識高揚のための啓発	○市民が同和問題をはじめとする人権問題について理解を深め、互いを尊重し、ともに支え合う共生の地域社会が実現するよう、人権啓発活動を推進します。 ○「吉野川市第2次人権施策推進計画」を指針として市人権教育推進協議会と連携し、人権教育・啓発の推進を図ります。
60	人権学習の推進	○人権尊重社会の実現を目指し、公民館や図書館等で人権に関する多様な学習機会の充実を図ります。
61	「まちぐるみ生涯学習運動」の推進	○市民の学習意欲を喚起し、生涯学習への関心をより一層高めるため、公民館を通じて「まちぐるみ生涯学習運動」の推進を図ります。
62	より関心の高い生涯学習講座の実施	○年代や地域で異なる市民意向の把握に努め、市民の要望に沿った生涯学習講座等の充実を図ります。
63	公民館活動の機能充実	○地域における学習機会の提供、地域活動や地域ネットワークの拠点となる公民館活動の機能充実を図ります。
64	図書館機能の充実	○市民の意向に応じた蔵書やサービスの充実など、市民がより利用しやすい環境の向上に取り組みます。 ○県内の図書館の蔵書検索や貸出・予約などが可能な「とくしまネットワーク図書館」の一層の充実に努めます。 ○図書館の利用が促進されるよう、広報・周知を図るとともに、利用者の利便性向上に努めます。
65	施設の改修と有効利用	○公民館、図書館などの各社会教育施設について、多くの市民が利用できる機能を備えるための計画的な改修に努めます。 ○生涯学習や市民活動の拠点として活用できるよう、学校施設をはじめ、既存施設の有効利用を図ります。
66	市民の主体的な文化・芸術活動の支援	○市民が主体的に行う文化・芸術活動などについて、広報紙やホームページなどを活用して広報・周知を図り、活動への参加が促進されるよう努めます。

プログラム 13 女性活躍と男女共同参画の推進

性別にかかわらず、だれもが自分の意向や個性・能力などに応じて人生設計がたてられるよう、また性別によって不当な扱いを受けないよう、幼少期から男女共同参画の意識が根付くような教育に努めます。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において「成年年齢引き下げ」又は「金融教育」に関するテーマで消費者教育を支援する講演、出前授業を行った。 ・認定こども園においては、絵本や紙芝居などを通して話し合ったり、生活発表会などで、協力したり認め合ったりして、友達を大切にすることが身に付いてきている。 ・令和4年に実施した「吉野川市男女共同参画に関する市民アンケート調査」で、望ましい子どもの育て方を尋ねたところ、「男女の役割を固定せず、しつけや教育は男女を区別しないで育てる」「男女にかかわらず、子どもの個性を大切に育てる」が約70%と、子どもの教育に関しては、性別役割分担意識が解消されつつあることがうかがえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演や出前授業を活用したキャリア教育の実施が課題となっている。 ・認定こども園においては、初めての集団生活で、自分との違いを認識し始める時期であり、互いの人格を認め尊重し合うような教育・保育が重要になってくる。 ・「吉野川市男女共同参画に関する中学生アンケート調査」では、「男性は仕事、女性は家庭」という回答となっており、これは保護者の働き方や家庭における性別役割分担等が影響していると考えられる。仕事と育児を両立しているロールモデルを示すことで、将来の働き方について考えるきっかけづくりの必要性が考えられる。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
67	固定的な性別役割分担意識に捉われないキャリア設計の推進	○学校・家庭・地域社会・事業者などが協働したキャリア教育を通して、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、子どもたちが自身の意向や個性・能力に応じて自らの将来を設計できるように努めます。

68	生涯を通じた男女共同参画意識の浸透	<p>○幼少期から男女共同参画の意識が根付くよう、認定こども園・学校において、男女が互いの人格を認め合い、相互に尊重し合うような教育を推進します。</p> <p>○生涯学習を通じて、固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画の意識の浸透が進むよう、講座内容などの検討を行います。</p>
----	-------------------	---

教育目標4 生涯を通してスポーツに親しめる環境づくり

高齢化社会の重要な目標である健康寿命の延伸のためには、幼少期から健康に対する正しい知識を身に付けることや、年齢や個々の身体の状態に応じた適度な運動やスポーツを継続的に行うことが、有効と考えられます。

市民意識調査の結果をみると、今後やってみたい習い事や学習活動の分野として、「健康づくりに関すること」と「スポーツ・レクリエーション」が上位1、2位となっており、市民のニーズも高くなっています。

このため、健康に関する正しい情報の発信に努めるとともに、居住地区や年齢、身体の状態等にかかわらず、すべての市民が生涯を通じて運動やスポーツを楽しめるよう、施設や設備の充実に努めます。

プログラム14 生涯を通して健康に暮らせる環境の充実

高齢化社会の進展に鑑み、市民が生涯を通して健康を維持し、身近な地域でスポーツや文化・芸術活動等に親しめるような環境づくりに努めます。

■2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・健康やスポーツ活動に関する情報を発信し、啓発と周知に努めた。 ・スポーツ施設を活用して運動機能の向上を図り、高齢者の健康維持を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報発信や周知方法等について、創意工夫する必要がある。 ・高齢者が参加しやすいイベントや施設の活用方法が課題である。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
69	健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた取組	○市民が生涯を通して健康で充実した生活を送れるよう、ライフステージ※に応じた食育や、生活習慣病の予防、各種健診などについて、啓発・周知に努めます。
70	精神保健対策等の推進	○高齢期のうつや認知症、メンタルヘルス※等について、正しい知識や情報発信を広く行い、予防と市民の理解促進に努めます。
71	市民の主体的な健康づくり・スポーツ活動の支援	○市民が主体的に行う健康づくりやスポーツ活動などについて、広報紙やホームページなどを活用して広報・周知を図り、活動への参加が促進されるよう努めます。
72	高齢者の運動機能向上に向けた取組	○高齢者の運動機能向上のため、水中運動やマシントレーニングを利用した筋力アップ教室を実施するとともに、参加が促進されるよう、その啓発に努めます。

プログラム 15 市民を主体とする生涯スポーツ環境の充実

すべての市民が生涯にわたり、身近な地域でスポーツが楽しめるよう、関係団体等への支援や、スポーツ教室やイベントの開催、施設や設備の充実などに努めます。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ団体の活動を支援し、競技力の向上と競技人口の増加に努めた。 ・スポーツイベントを実施することで、市民の健康増進と様々な世代の交流ができた。 ・スポーツ施設の改修を計画的に行い、安全対策と維持管理に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の増加と地域活性化を図るため、スポーツイベントの内容等を再検討する必要がある。 ・スポーツ施設の老朽化が進んでいるため、継続的に改修が必要である。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
73	総合型地域スポーツクラブの活動に関する支援	○地域スポーツを通して世代間交流や青少年の健全育成、高齢者の社会参加などの場となる総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
74	選手、クラブ・団体の活動支援と人材育成	○スポーツを通じた交流や人格形成を図るため、地域のスポーツクラブや団体の活動を支援します。 ○市民のスポーツ活動に対する意識の高揚を図るため、国際大会や全国大会に出場する選手を支援します。 ○市民のスポーツ活動を指導・コーディネートする指導者育成を図ります。 ○市民による主体的な活動を目指して、スポーツボランティアの育成とボランティア活動の場づくりを進めます。
75	すべての市民がスポーツに親しみ、楽しめる活動の推進	○すべての市民がスポーツを楽しむきっかけづくりや、スポーツに触れる機会の充実を図ります。 ○子どもや高齢者、障がいのある人、また様々な世代の交流を促進し、コミュニケーションを図る各種スポーツイベントなどの開催に努めます。 ○障がい者スポーツへの理解を深めるための普及・啓発活動に取り組みます。
76	健康・体力増進のためのスポーツの推進	○市民に関心の高い健康と体力の保持・増進のため、地域や団体と連携して、健康に関する各種教室やイベントを開催します。 ○市民の健康と体力の増進に向けた、年代別の多様なプログラムの提供と支援を行います。
77	各種競技大会の開催・支援	○競技スポーツの成果を発表する場として、市民各種競技大会の開催や支援を行います。
78	施設の整備・改修と安全対策	○スポーツ施設などの社会教育施設について、多くの市民が利用できるよう計画的な機能整備と改修に努めます。 ○吉野川市アリーナ及び吉野川市多目的グラウンドの利用が促進されるよう、広報・周知を図るとともに、利用者の利便性向上に努めます。 ○既存施設の安全対策、機能強化を図ります。

79	全国規模の大会誘致・開催及びプロスポーツ等の交流推進	<p>○本市のスポーツ振興及びクラブ・団体の活性化を図るため、吉野川市アリーナ及び吉野川市多目的グラウンドなどを活用して全国規模のスポーツ大会の誘致・定着を目指します。</p> <p>○本市のスポーツ振興及びクラブ・団体の活性化を図るため、プロスポーツや企業スポーツ、大学スポーツを招いての大会や教室等を開催します。</p>
----	----------------------------	--

教育目標5 心に豊かさをもたらす文化の保護と振興

プログラム 16 文化芸術の振興と文化資源の継承と活用

市民が幼児期から伝統文化や芸術作品などに触れる機会づくりを図るとともに、伝統文化の継承や、文化財の保存と活用に努めます。

■ 2019年度～2023年度の成果と課題

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁補助事業の伝統文化親子教室事業を実施し、親子を対象とした伝統文化の継承に努めた。 ・中学生による職場体験を実施し、後世に残すべき文化財の保護活動や活用体験を行った。 ・潜在化し、埋もれた保護すべき未指定文化財の指定を推進し、文化財の保護と活用を行い、本市の歴史の証を後世に伝えていくことで、市民の誇りと郷土愛の醸成を図り、文化観光の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産藍のふるさと阿波の構成文化財に、追加すべき文化財があるため調査を進める。 ・四国遍路については、世界遺産登録に向けて調査を進める。 ・文化財保存活用地域計画を策定する必要がある、策定に向けて準備を進める。 ・未指定文化財の調査を進める必要がある。

■ 2024年度～2028年度の施策

番号	具体的な事業	事業の内容
80	文化芸術交流の推進	<p>○市民の文化芸術に対する意識の啓発を図り、市内外の様々な地域との交流を通して文化的水準の向上を目指すとともに、ネットワーク化も推進します。</p> <p>○伝統文化の継承と高齢者の活躍の場として、無形文化財伝承事業や文化財ボランティアガイド事業のほか、伝統文化親子教室を開催し、高齢者と幼児児童生徒との交流の機会づくりに努めます。</p>
81	学校における文化芸術活動の推進	<p>○児童生徒が優れた文化芸術に触れる機会の充実を図ります。</p> <p>○地域の人材や文化団体と連携し、学校の文化活動を推進します。</p>
82	未指定文化財の保存と活用	<p>○潜在化し、埋もれた保護すべき未指定文化財の調査を推進し、保存と活用を行い、本市の歴史の証を後世に伝えていくことで市民の誇りと郷土愛の醸成を図り、文化観光の推進を図ります。</p>
83	文化財や日本遺産を活用した学習機会の提供	<p>○文化財や日本遺産の持つ意義や歴史的背景を学習し、郷土の理解を深める学習教材として活用します。</p>
84	文化財や日本遺産を活用した地域振興	<p>○文化財や日本遺産を地域の観光資源として活用していくため、広報紙やホームページなどによる情報提供を行い、文化財や日本遺産に認定されたストーリーを広く周知していきます。</p>